

議案第98号

調布市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営  
に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 調布市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例

調布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年調布市条例第26号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定により、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

### （設備及び運営に関する基準）

第2条 前条に規定する基準は、家庭的保育事業等にあっては家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に、乳児等通園支援事業にあっては乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に準ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定めるものについては、当該規則に定めるところによる。

### （委任）

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。